## 新潟市自殺対策協議会開催要綱

#### (開催目的)

第1条 自殺対策基本法に基づき、本市における自殺対策を総合的に推進するため、自殺防止対策に関わる関係機関及び団体等から意見を聴取し、多方面から意見交換を行うことを目的として、新潟市自殺対策協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

#### (所堂事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議及び検討を行う。
  - (1) 自殺対策の総合的な推進に関すること
- (2) 自殺対策に関わる関係機関の連携方策に関すること
- (3) 自殺対策に対する普及啓発の取り組みに関すること
- (4) 自殺対策についての情報収集及び意見交換に関すること
- (5) その他自殺対策の推進に必要とする事項に関すること

## (委員の構成)

- 第3条 協議会は、委員20名以内をもって構成する。
- 2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから構成する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

#### (会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会の進行を行う。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

#### (協議会)

第6条 協議会は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

# (部会)

第7条 協議会は、専門の事項を協議等するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、市長が指名する。

(意見の聴取)

第8条 市長が特に必要と認めるときは、協議会及び部会に委員以外の者を 出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、保健衛生部こころの健康センターに置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年12月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成20年12月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。